

1 2 3 4 5 6 7 8 9 21

日一十月三年四十正大

報情外内

號四十三百第

目次 (非 禁 載 品)	
支那	比 律 賓
新修正の工商同業公會規則及細則.....一	湖南省湘西の四川軍編.....三
日本對支産業政策に就て.....四	北京工場調査報告(三).....四
支那商標登録數.....七	立法部に提出せし比島商業會議所の通商 振興建議案.....七
上海特別市の科學家聘用と阿片專賣.....八	佛領印度支那
上海紡績罷業の近情.....九	佛領印度支那に於ける礦業(一).....九
上海市場の資金回収難甚し.....一〇	其 他
聯粵兩軍の東江戰勢.....一四	英領北ボルネオの産業(四).....一四
廣東市に於ける自動車數.....一六	支那既設國有鐵道資金表.....(表五)
廣東市の人口.....一六	最近數年間支那各種主要綿製品輸入表(表五)
雲貴近情.....一六	

課查調房官督總灣臺

第四條 前項の規程には應に左列各款を載明し、同一區域内四分の三以上の同業者の議決を経べし。

(一)名稱及所在地 (二)宗旨及辦法 (三)職員の選舉方法及其權限 (四)會議に關する規程 (五)同業の入會及出會に關する規程 (六)費用の籌集及收支の方法

第五條 同一區域内の工商同業者の設立せる公會は一會を以て限とす。

第六條 工商同業公會は同業公會の名稱を以てして營利事業を爲すを得ず。

第七條 工商同業公會若し法令に違背し權限を逾越し或は公益を妨害することある時、地方主管官應或は最高行政長官は解散を命ずるを得、再び農商部に報じて案に備ふ。

第八條 工商同業公會の職員、規程に違背するの重大なる情事ある時は、公會より議決し除名することを得。

第九條 本規則施行前、公所・行會或は會館等の名稱を用ふるを論せず、もとより工商業に關する團體あらば、均しく舊に依りて辦理するを得。但其現行章程規例は應に地方主管の官廳或は地方最高行政長官に呈由し、農商部に轉報し査核せしめ案に備ふ。その後修改の時も亦同じ。

第十條 本規則は公布の日より施行す。

(二) 工商同業公會規則施行辦法

第一條 凡そ工商同業公會設立を呈請する時、須く發起人の姓名・商號・年齢・住籍を具し、同業公會を設立する必要理由を陳明し、並に該區域内同業者の商號及經理人の姓名・表冊と該處總商會商會の證明文件とを一併に送核せしむべし。

第二條 工商同業公會は事務所を設立し、總董一人・副董一人・董事十人より十五人に至り、均しく名譽職と爲すを得。

第三條 工商同業公會職員の選舉及任期は商會法第十八條及第二十條より第二十五條に比照して辦理するを得。工商同業公會の會議は商會法第二十二條及第二十七條に比照して辦理するを得。

第四條 工商同業公會の辦事情形・費用の籌集及收支決算は應に毎年々終に地方長官に彙報し案に備ふべし。

第五條 工商同業公會の圖記は應に内務部定むる所の圖章式様に遵り、長闊各營造尺一寸五分四、邊の寬さ一分、文に「某地某業公會の章」と曰ひ、設立核准の後に於て始めて之を刊用するを得。

第六條 本規則は公布の日より施行す。(二月二十一日新聞報)

□日本の對支産業政策に就いて

世界各国中資本主義の國家は皆吾が中國を以て其の經濟競争の唯一市場と爲すや久し。歐洲大戰以後其の勢日に盛に、「門戸開放」の名によりて經濟侵略の實を行ひ、鵜の目鷹の目して其の欲を遂げんとし、東隣の日本は殊に其の甚しきものなり。華府會議の時に當り、日本全權代表加藤友二郎氏曾て會議の席上に於て聲明して云く、「日本は無條件無保留的に門戸開放機會均等主義を遵守すべし。日本の産業生命を維持するが爲めに計るに、一切必要の原料品食料品等は給を中國に取らざる能はず。現代日本國民の希望は、日本の對支製造工業品の輸出及び中國原料品の輸入に在りては何種の障礙をも受くるを願はずして自由貿易の實現を求む」云々と。故に華府條約締結せられてより後、日本對支工商業の猛進は日に新に月に盛にして、政府側も之を奨進して餘力を遺さず。只日本の在支工商業者は既に銀資本を供給するの機關なし。しかも本國商法の束縛に因りて支那に銀資本會社を設立せんと欲するも亦能はざる所なり。蓋し日本商法の規定には對外金融會社は本國金圓を除く以外の資金即ち銀圓金鎊等の如きは皆其の正式資本たるを認めず。此れに因りて一般工商業者は深く支那に在りては十分に活動する能はざるの苦を感じせり。是に於て在支日本商業會議所聯合會より本國政府に請願するに、英米の辦法に

倣ひ「中華會社法」を制定して之が救済に資せんことを以てしたり。政府は已に之を裁納し民國十二年三月に於て法令を公布し、「凡そ中國に在りて營業を目的とし資本會社を設立せる者は、中國銀幣を以て資本金額と爲すを準とす」と定めたり。此れより以後在支工商業者の活動は更に一步を推進せり。

日本政府が此の種の法令を發布せるは僅に支那に會社を設立する問題を解決せるのみにて、資金供給及び金銀市價調節等の方策は尙缺如せる儘なり。更に謂ふ華府條約に依り中國は直ちに關稅會議を舉行し増徴を實行せんとす。此れ中國産業の保護政策にして、其の結果は特に日本の在支工商業者をして大に打撃を被らしむるものなり。故に必ず政府より中國關稅會議未開催前に在りて、在支工商業者に充分の援助を與へ、之をして活動自由ならしめ、基礎を鞏固ならしむべし。其の法の第一歩として政府より資本を供給し、次には種々の營業方法を制定し、而して政府より之を指揮監督すべし。去年秋間に日本政府は右の意見を在支及び本國なる各商工業團體に徴し、「帝國經濟會議總會」の貿易部より下記の法案を制定し公布施行したり。(甲)政府は下記條件に依り、在支工商業者に對し二千萬兩(我が國海關銀兩)を限度とするの資金を融通することを得。(一)期限は九十日以内とす。(二)擔保は金圓或は公債を以て主と爲すと。同時に又支那に銀行會社を設立するの法案を制定したり。(甲)設立の方法。(A)凡そ對支

關係の會社銀行等は應に共同出資し支那に在りて銀資本の特殊銀行或は興業會社を設立すべし。(B)會社或は銀行の資本は額を定めて二千萬元と爲す。本國に在りては金を以て本位とす。故に銀資本を除くの外須く金貨を準備すべし。(C)營業方針。(一)凡そ支那に在りて倉庫業者なければ、銀行會社より之を營業し、其の保管せる商品に對しては轉貸を執行するを得。(二)土地家屋及び工場等に對しては長期の租借を爲すことを得。(三)已に期限を過ぎたる土地家屋工場等の抵當品は自由に之を處分すべし。(四)一定期限内には本國工商業者に對し、須く隨時に銀元資本を貸付すべく、其の擔保は金元を以て主と爲し、並に特別手續料を徴收するを得。(丙)銀貨の蒐集。(一)銀行會社は須く隨時に努力して華人方面の銀貨を蒐集すべし。(二)銀行會社は擔保金額より五倍を限と爲すの債券を發行し、而して政府より貸すに銀元資本を以てすることを得。(三)政府は前項の需要に應ずる爲めに計り、適當なる方法に依り銀資金を中國適當の地方に儲蓄するを得と。此れを日本政府對支産業政策の主要とす。是によりて進まんに、日本の在支工商業者が從來深く困難を感せし資金及び金銀市價等の問題は、皆全く解決せられ爲さんと欲する所を爲し得るに至れるなり。されば之を英米諸國の在支施設に比するに尤も優勝なりとす。

日本大地震より後、内地の産業は殆ど破産に瀕したれば、對外貿易は當然其の影響を受くべ

し。故に年々産業の振興に銳意し、既に關稅増徴を以て内地産業保護の利器と爲し、復た對外産業の發展に従事し、孜孜として唯及ばざらんことを恐る、有様にて、其の自ら謀り人を謀るの深切なる、殊に驚異するに堪へたり。宜なるかな我が國關稅會議の千唱萬提するも更に之に應せざることや。(二月十八日—新聞報—笑客)

□支那商標登録數

昨年十二月中に北京商標局に申請せる登録及審定商標數は左の如し。

申請人國籍	登録數	審定數
支那	四五	五
日。本。	五〇	二〇
英 國	一九	一
米 國	二〇	一
獨 逸	一七	一
合 計	一五一件	二八件

(二月三十日—大阪市役所商工課調査報告)

□上海特別市の科學家聘用と阿片專賣

市政の事は已に一種の専門科學として、道路、建築、交通、財政の類の如き、人命を保護し治安を維持する類の如き、皆専門の智識あるに非れば辦理するを得ず。而して清正なる官員或は公事に熱心なる人民に非れば、之を辦理するに誤なきを保するに足らず。故に日本の東京は、地震後重ねて興建を謀るの時、其の市長後藤氏は市政専門家某外人を招聘して代りて計畫を爲さしめたり。然るに北京政府は専門家の意見を求めず、其の上海の市政に對しても他事に視ると異なることなく、僅に一の短き明令を下し一二人を派して其の自ら爲すがまゝに一任せるのみ。夫れ上海の地方は遠隔し吳淞・寶山・浦東等の如き、今尙相隔りて連絡せずと雖も、他日人民日に衆くなれば勢必ず合して一地と爲らん。若し立て、一市と爲さんと欲せば、現在の機關中改むべきは改め撤廢すべきは撤廢し設置すべきは設置すべく、若し果して幹材ありて市政を辦せば倫敦・紐育・巴里・孟買の如くなるに至るべく、上海は固より遠東の一大港口となるに難からざらん。市政の事にして第一に當に知るべきものは財政とす。各事皆財力を待ちて始めて辦理し得ればなり。今種々の捐稅あるも皆指定せられたる用途あり。甚しきは給を省庫に取りながら、其の金額は軍閥に取用せられ、且種々の來款不明の金額ありて軍閥の用に供せらるゝが、之は

鹽・土(阿片)の二物を私運するに出づるを多しとす。中にも殊に阿片を運ぶを以て尤とす。今新式市政を辦理せんと欲せば、須く先づ財政の來源及び數字を一々開き明にすべし。かくて豫算表を作り、一款を以て一事の用に供し、其の表冊は須く公布し以て人々をして皆何を以て此の款を出すべきか、何の處に用ゆるかを知らしむべし。此の如くすれば官吏の侵漁てふ弊害を免るべく、亦官吏をして阿片を私營しながら人に覺られざらしむるを致さじ。現在に就て論ずるに既に市政を辦理すべき機會あり。しかも科學的方法を用ひて之を治め、明に權限を定め力を合せて辦理せしめざるも尙ほ混亂を致さざらん。然れども一たび測られざるの事ある時は軍閥或は將に勢に乗じて飛入らんとすべし。若し北京政府をして誠心誠意を以て上海を市政行使の地たらしめんと欲せば、首として先づ法を設けて其の最大の阻力を打破し、官吏が阿片私運に對し得る所の款項を革除し、阿片の私運と政治問題とを分ちて二事と爲さしむべし。江浙戰事未だ發生せざるの前、上海の阿片私運に對する賄賂は毎年二百萬元の數ありと人は謂へり。上海城中某官あり、就任の第一日に於て直ちに阿片私運の事の爲め十六萬兩を餽りたる人ありといふ。毎次の戰爭に兵を送りて上海に來りし者は、皆上海に據りて此の阿片の利を享けんと希圖せり。今各方面の軍閥は尙復た此を争はんとす。故に上海一帯の地は遂に和平を望み難きなり。軍閥が兵を帯びて滬上に據り人の阿片を私運するを助けば大に財福を發すべし。若し永

久に此の大財ありて貧慾の徒を誘致せしめば、上海は遂に軍閥の束縛を脱するの期なからん。然るに茲に科學的方法を以て上海の市政を開發すれば、一の簡單なる方法にて之を解決するの法あり。即ち大上海の市政を辦理するの時阿片登記機關を設け、阿片を專賣して廉價に賣出し、私運者をして利を得る所ならしむるに在り。若し阿片を私運するものあらば專賣の利を以てして之を禁せんのみ。此の策は初め總稅務司アグレン氏の擬定せし所なるも障礙ありて未だ行はれざりき。即ち外人の真相を明めざるものは此の策を以て不可と爲し、而して支那人はかくすれば管に自ら禁烟の失敗を認むることゝなるのみならず、又其の體面の關する所なればとて之が實行を喜ばざればなり。尙阿片の私運が自己に有利なりと認むるもの多ければ、遂に輿論を激動し殊に聲を大にして反對せる次第なりと云々。(二月十七日—字林西報)

□上海紡績罷業の近情

紡績罷業の目的 今回罷業の背後には一部の有力なる智識階級が潜在してそれを應援するに在り。彼れ等の目的とするところは全く資本家を驅逐するに在ればなり。故に職工の待遇改善問題に比して、その勢ひ尙ほ甚しきあり。豫定は先づ日本紡績を懲し漸次外人經營の會社に及ぶべしといふ。(二月十六日—華海新聞)

支那紡績側調停と内外棉の考慮 支那紡績聯合會は昨日會議を開き調停に立つ事となりしが本日内外棉に其旨申出しも條件に事實と相異の點あり。且つ非公式なりし爲め内外棉にては考慮の旨回答せり。(二月十九日—上海電)

外交部に抗議 當地某社入電によれば上海罷業職工暴行事件に付、日本公使館は十九日支那外交部に嚴重なる抗議をなし、租界外に本部を置き不意に工場を襲撃破壊行動をなし邦人九名に重傷を負はせたるに對し、之が處罰及今後の取締を要求したりと。(二月二十一日—大阪電)

紡績罷業後援 北京學生聯合會は、上海に於ける日本人經營紡績工場の同盟罷業を援助する爲め後援會を組織し、左の三箇條の趣旨を貫徹することゝなれり。

- 一、日本資本の驅逐、支那産業の發展。
- 二、罷業者救済。

三、工場主及日本政府に警告を發して支那人を酷使せざらしむること。(二月二十一日—北京電)
上海の罷業は形勢益々悪化 今次の罷業は益々悪化し今や九社三十一工場の全部操業不能となり邦人の生命財産危険甚しく普通爭議と類を異にし現状の儘放任するに於ては邦人の生命財産被害測るべからざるものあるのみならず延ては日支親善關係破壊さるゝ結果となり憂ふべき形勢に在れば支那政府に嚴重抗議し之を取締らしむる様考慮を望む右に付目下滯京中の委員に

打電せり。(二月二十一日—大阪紡績聯合會著電)

民國日報の家宅捜査 當地工部局の警察は昨日民國日報社に到り家宅を捜索したり。該新聞社は國民黨の機關新聞にして此回の紡績罷業に關係せるが如しといふ。(二月二十二日—上海電)

民國日報の主筆逮捕さる 國民黨機關紙民國日報は、既報の如く二十一日家宅捜査を受けたるが、右は共產主義宣傳の嫌疑に依るものにて、同社主筆は同時に逮捕されたるが、聞くところによれば該主筆は紡績罷業勃發以來、盛んに排日を宣傳し、罷業を煽動したるものなりといふ。

(二月二十二日—上海電)

上海紡績作業開始 今日午後三時邦人紡績聯合會開催の結果明日より大日本・東洋等は作業開始すべく又今日迄種々の調停者ありしも調停者としての貫目足りぬ爲めか又は金欲しさの申出でしにより皆拒絶せり。(二月二十三日—上海電)

罷業者屈從 上海の罷業職工は資金に苦しみ漸次屈從に向ふ形勢なり。(二月二十三日—臺灣新聞)
日本・東洋兩紡績は近く操業開始 紡績罷業は解決の緒に就き日本・東洋兩社は明日より復業のことに決したり。尤も職工と妥協成立せしにはあらずして會社が操業開始を揭示し職工入場せば作業を開始さるゝものにて兩社が復業せば西部の各社も復業すべく内外棉は當分復業の見込なからんと。(二月二十四日—上海電)

日本・東洋兩紡績復業 今朝より日本紡績・東洋紡績は作業を開始せり。東洋紡績は三百五十五名出勤したり日本紡績は約半数在社せるのみなり。されど警察の警戒嚴重なるにより兩・三日中に大多數は出勤すべく従來の通り復業するものと見らる。(二月二十五日—上海電)

上海の紡績罷業妥協成る 當地商總會の斡旋にて、内外棉と職工代表會見の結果

- 一、復業後は職工の虐待をせぬ事。
- 二、復業職工は従前通りの待遇を與ふること。
- 三、捕縛されたる職工は釋放すること。(商總會にて之れが方法を講ずること)
- 四、義務貯金は五年にて拂戻すこと。五年未滿にて解備の場合も成績優良のものには均霑すること。
- 五、給金は二週間毎に支拂ふこと。

(二月二十六日—上海電)

□ 上海市場の資金回収難甚し

上海市場は資金の回収難甚しく、既に錢莊の閉鎖せるもの十二軒にて、その資本總額は百四

第十四萬圓に達せり。(二月三十日—大阪市役所商工課調査報告)

□聯粵兩軍の東江戦勢

聯軍方面の報によれば(一)我が軍已に常平に到着し、(即ち廣九鐵路の驛名)(二)中路は已に蘇村に入り、(三)左翼は已に増城以上の蘇塘に到り、(四)敵軍洪兆麟は所部三團を増調し博羅に赴きて防守しつゝありといふ。而して外間傳ふる所によるに、粵軍は廣九鐵路に沿ひて守を設けたるを、今は已に常平附近なる樟木頭を放棄して龍崗を拒守し、中路は退いて蘇村を守り、聯軍は進んで下南に至り、増城方面は双方形勢未だ變動あらずといふ。兩説を併観するに聯軍の進み粵軍の退けることを見るべし。然るに双方の進退は全く戦闘の事に關せず。蓋し一日より起り七日迄の一週間に於て兩軍會戦の事ありしは、只三日夜寶安境内雲霧の役と、四日石龍・石灘間に於ける鐵橋の役との二戦あるのみにして、前役は死傷通じて十餘人粵軍退いて深圳に至りぬ。又後役は接觸二時間を出でず、双方死傷亦十人に上らず、粵軍亦隊を整へて茶蘭に退けり。又其の後下南よりして上南、而して禮村・壘村より蘇村に至れりといふ。又雲霧より退出せるものは沙井より南頭城に至り、復た退いて深圳站に至れるが、皆粵軍の徐々に退却せるものにて、聯軍亦徐々に漸進せるなり。而して聯軍といふも全く許崇智・劉震寰兩軍の軍隊のみ

にして、其中堅と稱せられたる滇軍は毫も未だ参加せず。聯軍の本月一日に總攻撃命を下すや、許部先づ進み、翌日劉震寰部の桂軍之に繼げるも、滇軍の大部は仍ほ仙村より石灘に至る一帯を守るのみにて未だ一步をも移さず。四日に至り許・劉等の部入りて石龍に駐りぬ。滇軍第二師廖行超部の第四旅長朱淮は石龍の賭餉を占めんと謀れる爲め始めて一部を率ゐて前進し、石龍に到着して三日ならざるに、又滇軍總司令部の命を奉じて石灘に退きぬ。蓋し聯軍の中右兩路は深く入り、石龍の守兵多からざれば、粵軍の間道より石龍を襲取るを恐れ、許・劉等は頻りに滇軍に進軍せんことを電催せるも、滇軍は皆石灘・増城の路は粵軍林虎の専ら注目する所なりとの口實を以て移動を肯せざりき。胡漢民は代理元帥の資格を以て、許崇智・胡謙(陸軍次長)・伍朝樞・廖仲愷・及露人嘉倫將軍等を約同し、七日親しく石龍に赴き高級軍官を召集して軍事會議を開きけるが、出席者は胡・許・胡・伍・廖及章冠英・嚴兆豐・張民達・蔣介石の外、滇軍としては僅に第二軍總指揮楊藎が議に與かりしのみにて、其の結果滇軍の動かざるは従前の通りなるは知るべし。粵軍の上の如く銳退せる所以は惠州の天險により敵を引いて深入せしめ、而して後之を殲滅せんとすの法を取れるものにして、北江方面に至りては、林虎屬の劉志陸・李易標部隊が確かに翁源境に攻入れるは事實にて、其の方本仁南下の部と會同して已に南雄を占領したれば、東江粵軍の忽然として退却せるは明かに一種の計畫によれること知るべきなり。

□廣東市に於ける自動車數

同市街擴張と共に近來自動車運搬盛となり、目下在市自動車數三百臺、其の内客用自動車のみにて約二百八十臺を算す。内約八十五臺は官有にして二十五臺は私有とす。而して百六十五臺は一般公衆用貸車なり。(二月十三日—香港テレポート)

□廣東市の人口

最近發表されたる所によれば廣東全市の人口は

男	五三二、〇二〇人
女	三三四、五〇一人
合計	八六六、五二一人

即ち全人口八十六萬六千餘人に達せり。右は昨年末の調査によるものなり。

(二月十七日—廣東日報)

□雲貴近情

貴州に於ける滇黔兩軍の交代 二年前滇軍は貴州の貴陽に入り、一切の政權を綜攬したりしが、現に袁祖銘と唐繼堯との兩氏凝議の結果、あらゆる滇軍は已に全然退出したり、滇軍司令唐繼堯は已に二日前に貴陽を離れ、昨朝未明の頃迄に其の最後の隊伍は省を離れ、袁部の前鋒は舊曆新年前三日に貴陽に入れり。黔軍の中四川軍も雜り居り、其の様式は滇軍よりは美觀を呈せり。其の退出せる滇軍は將に湖南・廣西の二省に赴かんとすと聞く。但し該二省の當局は已に之を拒絶せんと欲するの報あり。滇軍は身に現銀及鴉片を帶ぶるもの甚だ多く、黔人の滇軍を恨むもの甚だ深ければ、恒に其の隙に乗じて滇軍を殺すものある程なり。袁祖銘氏は尙四川省に在りて之を主持し、黔省の政務は委員十二人よりして之を處理せしめ、現に何紹剛に命じ省城の秩序を維持せしめつゝありといふ。(二月二十三日—字林西報—貴陽通信)

唐氏總理に推選さる 國民黨員は豫め唐繼堯氏を候補總理に推薦し以て孫文氏死後の準備を爲せり。(二月十八日—福建日報)

龍雲軍の行動 龍雲軍は抵抗を受くることなく去月の下旬既に百色に達せるの報あるも、その後行動分明ならず。先づ南寧到着後、その一部を以て北海附近の海岸線を占領するか、或は全力を擧げて梧州に出づるかを決する由なり。

在貴滇軍の南下 貴州駐屯の雲南軍は極力龍雲軍に援兵して廣東に入るに決し、去月中旬よ

り廣西省柳州・慶遠を目的地として南下運動を開始せり。開けば唐繼虞も既に獨山に逃せる筈なりと。

善後會議代表と唐氏の意見 北京に於て開催せらるべき善後會議に出席の爲め、當省より代表者として左記一行一月三十一日に出發せり。

- 樞要處長 周 鍾 岳 (主任)
- 軍政司長 馬 聰
- 外交司長 徐 之 琛

外屬員その他十餘名

右に關し唐省長は次の如く語れり。「余は善後會議に關しては大なる期待を有せず。今や民國の狀態は決して會議を以て解決せらるべき程度に達し居らず。實力無き會議は恐らくその結果を實行せらるゝに至らざるべし。併しながら成るべく會議を有效ならしむる爲め、余は雲南の有力者代表として派遣せる次第なり」云々。尙ほ貴州代表は左記二名にして、内李は三十一日前記一行と共に出發し、劉は既に上海に在り。

貴州代表

- 劉 燧 昌 (劉省長の長子)

李 華 英 (雲南人訓練處長)
善後會議に於ける雲南の主張 善後會議に於て雲南は大局に關して左の三件を主張する筈なり。

- 一、非法約法の廢棄 (曹錕時代の約法)
- 二、賄選議會の解散 (曹錕時代の議會)
- 三、法統の維持 (正式約法に依り大總統の選舉)

右に關しては先づ新約法の制定を要し、その他各省内の廢兵等に關して、新政府より大員を派し威力を以て廢兵を實行せしむるを可とするの意見を有せり。

劉震寰の來滇 粵桂軍總司令劉震寰は、二月五日午後六時滇越鐵道に依り來滇し、省政府の招待に依り陸軍偕行社に入れり。當日市中は一般に國旗を掲げ、政府は儀仗隊を備へ歡迎の意を表したり。その來意は未だ分明ならざれど、要するに唐省長の援助を乞うて廣西省に覇たんとするに外ならざるものと觀測す。

雲南職員の異動 前記代表派遣の結果左の通り重要職員の異動あり。

- 樞要處長 白 之 翰 (前貴州財政廳長)
- 軍政司長 孫 永 安 兼任(本任參謀處長)

外交司長	張維翰	兼任(本任雲南市長)
財政司長	吳琨	
內務司長	蔡光弟	(前蒙自道尹)
鹽運使	袁嘉毅	(前參贊)

貴州治安の維持 貴州治安の維持は彭漢章主として之に任することに決し、同人は重慶を出發し目下既に貴陽に達するの行程に在り。同人貴陽著の上は劉顯世は省長を辭任し彭氏之に代る筈なり。(以上三月二十四日南支情報)

□湖南省湘西の四川軍禍

四川軍の常德に在るや、去年該處の商會に巨萬の供給を迫り、同時に鹽商に向ひ三十五萬元を強借せるのみならず、更に地方に在りて開拔費拾萬元を勒取しながら、尙遲々として開拔を實行せず。本年に入り忽ち商會に向ひ宣言すらく、去年領收せし開拔費は皆移して冬服購入の用途に供したり。然るに今や開拔の期目前に迫り奈何ともしがたければ、請ふ貴會より洋五萬元を貸與せよ。常德權運局の税金收入を以て抵當とせん云々と。該商會は現に籌辦しつゝあるの際、四川軍は尙此を以て足れりとせず、復た公債票六拾萬元を發行し該會に買捌かしむるに

至れり。夫れ數萬の四川軍を以て湘西一帯に廣集し、軍餉を地方の供給に待たんに、湘西の慈石一帯は林支字の地盤にして、辰洪一帯は蔡鉅猷の掌握に歸し、四川軍力の能く及ぶ所とては常桃數縣の地に過ぎざれば、いづくぞ苛征暴斂することを得んや。按ずるに熊克武の目的は湘西及鄂西一帯を割取して長江上游警備總司令の名目を得んと欲するに在り。然るに段合肥は之を吝みて與へず、鄂西は亦隙の乗すべきなければ、湘境に逗留して時機の到來を待たんとせるのみ。四川軍總指揮湯子模は湘籍の軍人にて、常澧鎮守使の職を取得し、改めて湘省の節制に歸せんと欲しつゝあり。熊克武の實力は湯子模を最大とせり。故に湯にして熊を去らば熊は足を立つるの地なからん。然るに湯亦畏懼する所ありて敢て自ら難を發せず。湯の部下には賀・康・羅の三旅ある中、康・羅二人は四川の人なれば、四川省に返るを願ひ久しく湘中に留まるを喜ばず。若し湯が湘に服従せば康・羅の志は終に達する能はざれば必ず湯を棄て、去らん。かくては湯に服せんは只一人の賀龍あるのみ。而して此の賀は亦湘人にして志小に在らず。目下軍を澧縣に駐めつゝ儼然たる無形の一鎮守使なり。湯の兵力は賀部を最も多しとし、且其の聲望も亦殆ど湯と相伯仲せり。されば湯自身の爲めに計るも衆才を包擁するの利あるに如かざるを思ひ、彼は曖昧の態度を以て軍心を繋ぎ止むるを念とせり。然るに熊の湯に於けるも亦猶は湯の賀に於けるが如くにて、均しく尾大掉はざるの勢を形成せり。夫れ澧縣は石門・慈利の一帯に

通り、慈・石は均しく林支宇の防地なれば、湯子模と賀龍との二人の意は頗る林氏を驅逐し己自ら其の地盤を奪取せんと欲するものにして、右二人の兵力は固より之を實行するに甚だしく難からざるなり。故に林支宇は賀龍を畏るゝこと殊に甚しく、又之を悪むことも亦深し。されば兩軍殆ど接觸を見んとするに至りたるも、熊克武は嚴重に之を制止し、湯も亦計を變じて賀龍の進展を許さず。蓋し慈・石果して湯・賀の範圍に落ちば湘西二分の一は已に湯・賀の手に屬し、聲勢愈大にして熊克武も之を控制するの效を收め難からん。

湯の計を變じたるは蓋し以爲へらく、林支宇を攻むるには必ず賀龍の兵力に頼る。林氏既に去らば賀龍の羽毛大に成りて己には利なしと。故に熊の命令を奉ずるを名として賀の行動を制止したり。

林支宇は建國軍湘軍第一軍長の職に就きしより後、唐振鐸を以て混成旅長兼總指揮と爲し、四川軍の勢力範圍下に潜伏し、心揣々として自ら安からず。故に力めて熊克武と深く相結合し、又一方敵を蔡鉅猷に連ねて己の助を爲さしめ、其の力を借りて暗に四川軍に對抗せんとす。蔡も亦四川軍大首領熊克武を恃みて己が護符と爲せるも、四川軍とは相容れず。故に四川軍は屢蔡部を解決せんと欲したるも蔡が防禦周密なりければ遂に思ひ止まりしといふ。是に於て林支宇は熊湯の間を裂かんと欲し、熊が涪縣を圍みて賀龍部を解散せしめんとすとの風説を立て、己

は石門に在り秘密に兵を進めて賀龍の田圍を同盟に入れ約して内應を爲さしめぬ。(田圍はもと唐榮陽の舊部にして四川軍に壓迫せられて賀氏に投じたるなり) 此の事覺はるゝや、賀は直に田圍を解散して田氏を擊殺したり。林支宇は其の計畫失敗せるを知るや亦敢て手を出さざるも、其の林・賀の關係を想見するに足らん。

さて次に湯・賀の關係を考ふるに、表面は尙ほ融洽せるに似たるも、内容は亦相一致せず。今回熊氏が四川軍を改編するや、師長は一律に升りて軍長となる譯なれば、湯子模は第二軍長となれるが、仍ほ師長の職を兼ねて大權の他人の手に落つるを免れんと力めたるに、賀は此の師長を得て快心せんと欲し居れり。熊氏は折衷の意あり、乃ち賀を川東邊防第一師長に拜し、仍ほ湯氏の指揮下に歸せしむ。是によりて觀るに、四川軍と林支宇・蔡鉅猷とが力を合せ外に向ひ發展するには猶ほ勢の足らざるあり。況や内部尙協同進行の機なく、一旦出發するも閩贛の禍を啓かざるを免れ難きをや。此れ四川軍の未だ北伐する能はざる重要原因なり。しかも熊湯が日々其の軍の出發を口にするは、一は湘軍の感情を緩和し一は名目を作り地方より開拔費を索むるに在るのみ。然るに更に四川軍の背後に在る黑幕首領唐繼堯氏の爲めにもするの意義も含まれれば、其の用意苦しからずと謂ふべからず。故に飾りなき言を以てせば鄰境を我が怨を他かすの地となすに過ぎざるなり。

唐と湘との關係を觀るに、唐繼堯氏は湖南に對し主義上の提携あり。互に信使を交換し居て初より何等の惡意あるなし。只四川軍及び蔡鉅猷部隊が黔東に坐食せるは殊に得計に非ず。故に之を驅りて食に湘西に就かしめたるなり。最近四川軍中に滇黔二省は已に張伯羣・唐繼虞を派して後援隊と爲し、重兵を統べて湘西に入るとの説盛に傳へらるゝが、此れ一半は宣傳的にて一半は實情に係るものなり。蓋し黔省は貧瘠の省區なるに、兵卒は到る處に滿ち匪賊亦地に逼り、匪隊は多く軍人に收編されたるものにて一境に安處する能はざるを以て、暫く之を湘に逐ひ込むの策を執り、若し將來彼等が僥倖にも攻城占地の效を立つれば、唐氏は己れ之を挟みて自ら豪とし其の地盤を擴張するに足れり。故に此の法たる、實に湖南省を以て唐氏の爲め兵を養ふの外府となすのみならざるなり。若し又不幸にして失敗するも、唐氏自己に於ては何等の損失をも招かず。蓋し唐氏の主力軍隊は未だ一步も湘境に移し入れざればなり。近頃聞く所によれば洪江靖縣の一帶には已に所謂建國聯軍第一路某々支隊の名目を呼ぶに至りたるに、將來入湘の軍隊の尙幾何あるかを知らずといへば、湘西人の害を受くること將に窮る所なからんとす。此れ前途に於て吾人の太息を禁する能はざる所以なり。(二月十三日—長沙急信)

□北京工場調査報告 (三)

第五章 絨毯業

第一節 工場の沿革及組織

北京に於ける絨毯業は傳ふる處に據れば、咸豐年間より起りしもの、如く、西藏の僧侶により始めて傳へられしといふ。而して光緒二十六年に至り、始めて外商の手に依り歐洲に輸出せられしが、當時の絨毯商中最も著名なりしものにして、現在最も老舗と稱せらるゝものは繼長永なり、其後外國商にして注文する者日に多く、且つ各國に於ける展覽會に於て褒賞章を得たる等に依り、絨毯工場は日に増加し、天津上海等各地に於ても製造者日に多く現れ、絨毯は即ち輸出貨物の重要品となれり。現在北京に於ける絨毯製造工場数は大小雜多にして其確數を得難きも、民國九年勸業實業公所の調査に據れば、當時北京に於ける絨毯工場は合計三百五十四處を算し、製織機數の最も多きものにて、六十臺を有するもの一處、其餘の三十三臺以下十五臺以上の者十處なりしと、然るに此回の調査に依れば、現在製織機の最も多き工場は百六十臺を有し、且つ十七臺以上を有する工場は僅かに調査し得たるものゝみにても、已に十四處の多數に達せり、北京基督教青年會新刊に記載せる、昨年の絨毯業調査記録に據れば、單に警察區域の調査なれども、北京各區の絨毯工場は合計二百六處なりと、然れども遺漏の有無は知るべからず、蓋し絨毯工場の設備は極めて簡單なるを以て、資本は大小共に可なるべく、即ち職工徒

弟數名、資本數千元にして、織機一臺を設置するも絨毯業を営み得るものなれば、其興廢常ならず、故に精確なる統計を得るは誠に容易ならざるなり。今回の調査は商會（我が商業會議所の如し）よりの紹介以外、尙各絨毯工場に對し輾轉詢問し、偶々比較的大なる工場を聞き及びたる時は、直ちに其工場に赴き調査せり、然れども實際と傳ふ處と符合せざるもの亦頗る多數に上りたり、調査し得たる絨毯工場数は合計十九處にして、其多くは私人の設立に係り、其所在地は頗る散漫し、中には専ら注文品の代織をなし、看板を懸げざるものありて、調査上頗る困難を感じたり。茲に特に實際に就き參觀せるものを表記すれば左の如し。

工場名	所在地	職工數	徒弟數	織機數	產出量	作業時間
萬盛	內宮監	二百人	二百三十人	百二十臺	毎月五千尺	九時四十分
仁立	後務棒胡同	八十人	三十人	百二十臺	毎月百八十尺	八時
開源	綢緞胡同	八十人	二十人	三十二臺	毎月三千尺	十時
燕京	內羊市口關帝廟街	八十人	八十人	四十臺	毎月五千尺	十時
北京	演樂胡同	六十人	六十人	二十二臺	毎月二千尺	十時
華盛	大經廠	七十人	六十人	三十臺	毎月二千五百尺	十時
華全	蘇州胡同	八十人	八十人	三十臺	毎月一千尺	十時
實業	下斜街	八十人	八十人	二十四臺	毎月二千尺	十時
一得	車葦店胡同	八十人	八十人	十七臺	毎月二千餘尺	十時

工場名	所在地	職工數	徒弟數	織機數	產出量	作業時間
金華	交道口	六十人	三十人	二十一臺	毎月二千尺	十一時
祥聚	齊內大街	二十人	五十人	十六臺	毎月一千尺	九時
林聚	酒坊後花園	五十人	七十人	十九臺	毎月六千餘尺	十時
如意	寶鈔胡同內國祥寺	三十人	三十人	十七臺	毎月一千二百尺	十一時
同長	北新橋瓦岔兒胡同	三十人	三十人	十七臺	毎月八百尺	十時
德泰	彰儀門大街	三十人	三十人	十七臺	毎月三百餘尺	九時
常厚	什錦花園	十二人	四十人	六臺	毎月三百餘尺	十一時三十分
明記	范子平胡同	十一人	二十八人	九臺	毎月六百尺	十一時
順成	打磨廠	十八人	三十一人	十臺	毎月七百餘尺	十一時
瑞生	交器口	十八人	二十人	八臺	毎月三十尺	十時

此外別に大中の絨毯工場存在し、絨毯織機七臺を有すれども、綿布の製織を兼ねるに因り、綿布業の報告中に列記する事とせり。

各敷物工場の組織は合資或は單獨のもの多數を占め、且つ多くは舊商家の法式なるを以て、資本は多く確數を得る能はざるなり、例へば萬成永毯廠の如き、絨毯業中最も偉麗なる工場にして、職工徒弟の數四百餘に達し、而して王府井大街にも亦販賣所及工場を有するに拘はらず、營業資本は僅かに三千元なりと報じ、大經廠北京毯廠は織機三十臺あれども、資本は僅かに五百元と報じ、美盛全毯廠は織機數と職工徒弟數共殆んど北京毯廠と同様なれども、資本一萬元と稱す、京隆毯廠は織機二十二臺を有し、資本は二百元と報じ、甚だしきに至りては主人北京

に在らざるを以て、悉く不明なりと稱すものあり。以上述べ來たれる資本額に就き言はば、爛縷胡同の開源呢絨工廠は最も巨額にして、六萬元を算せり、而して該工場は羅紗織機の設備を有すれども、(目下羅紗織機は運轉停止中にして、専ら絨毯の製造中なり)其資本は雙方の合計を稱せるものなり。

第二節 製造及設備

我が國の絨毯製絨法は殆んど全部一種幼稚なる手工工業に屬し、其織機と稱するものも構造極めて簡單にして、只大小數本の木材を用ふに過ぎず、北京の絨毯製絨業者は普通之れを樑と呼び、樑の構造を簡言すれば、四方形直立の木框の上下に、二本の横木を加へたる頗る粗大なるものにして、略屋根の樑に似たるを以て、樑と稱するなり、此二本の横木は其兩端に於て各一本の稍や細き直柱に支へられ、下端には合符ありて、框の横木の鬆緊を便ならしむ、其兩直柱には各梯ありて木板を置き、織工の坐席となす、樑の大小は横木の長短に關係するものにして、普通各工場に於て用ふる横木の長さは約一丈二三尺、直柱の高さ約九尺餘なり、然れども工場中最も古き繼長永工場には横木の長さ四丈餘に達する大樑一臺あり、之れ前清の内廷に用ひられし大絨毯(此等大數物は現在の所其販路甚だ少きと、然かも大樑は小絨毯を製絨するに用ひ得と稱せらる)を製絨するに供せられたり。現今規模の最も大なる萬成永絨廠には三丈

餘の大樑一臺、二丈餘の樑數臺あれども、前記の如き大樑と稱せらるもの無し、蓋し幅員二三丈の大絨毯を製絨するは容易ならざるに依るべし。絨毯の製絨法は先づ綿絲を合せて(大抵四五本を合せて一線となす)經線を作り、此經線を樑の上下に在る二本の横木によりて分ち、支柱下端の活符を以て、其鬆緊を調節す。絨毯の種類は大體經緯線の多寡により之れを區別するものにして、其數を絨毯業者は道と呼べり、例へば九十道絨毯と稱するもの、如きは、每方尺中の經緯線各九十條を有するものにして、百二十道なるものは亦經緯線各百二十條なり、道の多きに從ひて、材料を要する事愈々多く、價格は愈々昂騰し、地質は愈々細かく、模様如きも亦愈々精巧なり、最も精巧なるものは百二十道にして、最も粗雑なるは單に六十道なるものなり、而して普通に販賣せらるものは大抵九十道なりとす。緯線は多く染色せる毛線を用ふるが故に、用ふる毛線の種類に依りて道數の多少を異にす、即ち道の多きものは軟毛の細線を用ひたるものに係り、道の少きものは粗毛を用ひたるものなり。緯線を経線に織り込む方法は全く手工に依るものにして、梭柿は用ひず、經線内に緯線を織込む毎に之れを緊くし、該織工に依り適宜之れを切斷するものなり。絨毯の厚薄は切斷さるゝ時の緯線の長短に關係するものにして、普通販賣せらる數物の厚さは三分なれども、時に四分なるものあり、而して緯線を経線に織込む事一二回に及ぶ時は、更らに鈍刀を以て輕く之れを敲き、以て堅實ならしむるなり。

職工或は徒弟一人にて管理し得る緯線織込み幅員は約二三尺なり、故に若し幅員一丈の敷物を製織するには三四人の職工或は徒弟の並坐して之れを行を要す。敷物の模様は先づ粗繪を經線上に排し、織工をして模様に従ひ各色の緯線を分配せしめ、既に織込み終りなば、更らに銳利なる鉄を以て其不齊の所を平になし、而して模様の分界處は特に低く鉄み、模様をして凸出の狀を呈せしむるものにして、鉄工は織工中尤も熟練せるものたるを要す。敷物の模様は毛線（緯線）の染色によりて定まるものにして、染色の種類は濃薄の差より三十餘種以上あれども、然かも十分鮮艷なるもの無し、蓋し我が國（支那）は從來より多く植物質染料を用ひたるものにして、即ち藍の如きは藍靛を用ひ、黒は團栗の果殻を用ひ、黄にはカラタチの實を用ひ、赤は蘇方樹等を用ひたり、此等染料に依り染色せられたるものは、熱すと雖緩を取る事遅く、然かも光線・洗濯・磨擦等に對しては極めて耐久力強く、人造染料の多くは之れに及ばざるなり、西洋人の我が國（支那）の絨毯を珍重するは獨り其地質の堅牢なるに因るのみならず、即ち其色澤の脱落せざるが故なり。原料毛は多く毛商より購入するものに係り、一斤の毛にて、厚さ三分の絨毯なる時は約一尺八九寸、厚さ四分のものなる時は約一尺三四寸を製織し得るなり。而して羊毛は主として蒙古及陝西、甘肅地方より山東及直隸の邊界に輸送し來り、婦女子の手に由り毛絲に紡ぎ、更らに北京及天津に輸送し販賣せらるるなり、時に北京に於て紡ぐ事あれども、

第三節 労働狀況

工賃比較的高きを以て頗る少し、（山東に於ける工賃は普通一斤を紡ぐに銅元六枚なれども、北京に於ては十五枚を要すといふ）。

絨毯を製織する者に職工と徒弟との區別あれども、二者中徒弟の多數なるは前表にも明記せる處なり、徒弟の年齢は大抵十三歳より二十歳の間にして、間々十二歳の者無しとせず、又職工の多くは二十歳以上なれども、甚だしき老人無し、徒弟の初めて工場に雇はれし者は多く絲卷等を習ひ、漸次進みて絨毯の製織を習ふものにして、多くは二年乃至三年にて見習を終るものとす、未だ見習中なる者には單に食事宿舍を給し、一年の公休日或は年末に略手當を支給す、唯仁立毯廠は徒弟に對し、一年の公休日手當を給與するの外、毎月手當として銅元六十枚を支給し、又林聚毯廠は見習半箇年の經過後毎月手當五角（約我が五十仙）以上を酌給せり。職工の工賃は食事宿舍を支給する以外、毎月四元乃至八元給與するを普通とせり。然るに今回の精査に因り、始めて計算法の頗る複雑なるを知り得たり、即ち其多くは製品の多寡によりて工賃を計算するものにして、職工は某種類の絨毯若干尺を織るを以て、一工と爲すと規定す、例へば九十道の絨毯なる時は普通長さ九寸幅一尺を以て一工となし、（間々長さ一尺を以て一工と爲すものあり）百道なるは長さ八寸幅一尺を以て二工となし、百二十道なるは長さ五寸を以

て一工となし、八十道なるは長さ一尺二寸を以て一工となすが如し、而して毎月日々製織し得る絨毯の尺数を一回總括し、若し平均毎日の製織量にして一工に滿つる者なる時は、工數に依り工賃を支給す。一工の支給価格は各工場に依り多少の高低あれども、大抵二角（一角は約我が十仙）より三角の間にあり、若し一箇月間の製織量にして規定の工數を超過する事あれば、例へば三十日間に三十一工を製織するが如き事あれば、其超過工數を趕工と稱し、趕工の工賃は常に本工（本工とは毎日製織すべき規定數を指していふ）に超過す、例へば本工一工は三毛と規定すれども、趕工一工は四角半或は五角と定めらるゝが如し。更らに亦趕工の工賃は製織量に依りて遞加するものあり、例へば萬盛永毯廠の定章の如き、毎工に二角四分（約我が二十四仙）を給する事となし、毎月之れを決算し、毎趕工の工賃を四角となし、若し一箇月内に趕工三工に及ぶ時は更らに一工を加へ、趕工を四工として工賃一元六角を算給し、趕工五工に及ぶ時は之れに二工を加へ、趕工六工以上なる時は三工を加へ、以て之れが計算をなせり、之れに反し、若し工場内に於ける職工の製織量にして、規定の工數に及ばざるものあらば、其差數を虧工と稱し、虧工は趕工の工賃に照して控除す、例へば毎月三十工の敷物を製織すべきに、決算の結果製織量僅かに二十九工なるが如き時は、即ち本工三十工の工賃内より一趕工分の工賃を差引くなり。蓋し工場は職工に對して、工賃以外に尙食事宿舎をも給與せり、故に趕工の多きは即ち食事宿舎費を省く事となるを以て、工賃を酌増し、之れに反し虧工の多きは食事宿舎費を大ならしむる事となるを以て、職工をして之れを賠償せしめざるべからざるなり、故に趕工に照して工賃を控除するなり。絨毯工場の工賃は既述の方法に依りて計算するものなれば、職工の作業時間は自然に多きを加へ、職工も亦工賃を多額に得んと務むるなり。製織品は多く職工長等に由り、嚴重に検査せらるゝものにして、罰則を定め職工の單に趕工を希望し、粗製濫造に涉るを防止せり。徒弟の作業は緩慢なるも虧工により工賃を控除するが如き事無く、且つ工數の如きも規定せざるなり、故に多くは一箇年の公休日到手當を支給する以外、月々工賃を給與するが如き事無し、但し虧工無き者（即ち本工を製織し得る者）に對しては往々別に獎勵金を給與し、又趕工の能力あるものに對しては、趕工數に對して工賃を支給す。各敷物工場に於ける徒弟は甚だ多く、仁立地毬廠の如きは最近營業困難なるに因り、職工の製織部を悉く停止し、全部に徒弟を用ひんと擬せり。各絨毯工場内に於ける一工に對する工賃及趕工に對する増額工賃に付き、調査し得たる處を列記すれば左表の如し。

工	場	名	規	定	工	賃	趕	工	工	賃			
德	隆	厚	二	角	三	角	端	生	祥	二	角	三	角

九角、粗毛線にても六角を唱へ、食料の價格も亦大いに騰貴せるに拘はらず、絨毯の價格は上記の如く、更らに増加の兆候無し、故に斯業の營業者は多く異常なる困難に遭遇せり、唯其内に在りて成績の稍や優良にして、利益を收めつゝあるは、萬成永絨廠・燕京絨廠・開源呢絨工廠・林聚絨行等となし、其營業成績の不良なるは、仁立・繼長永・祥聚等にして、織機の運轉を停止せる者頗る多し、仁立絨廠は、絨毯織機數の多き事に付き、今次調査せる各工場中第一位に惟すべきも、最近後拐棒胡同に於ける工場の職工を全部辭退せしめ、全工場の職工を悉く徒弟に改め、以て作業費を節約せんと擬せり、但し絨毯業の不振なるは獨り本工賃の騰貴せるに由るにあらずして、即ち工場數の増加著しく、競争激甚を極め、且つ粗製濫造に涉り、品質愈々劣變せる爲めにして、價格は日に下落し、江河落日の感あり。斯業は近來毫も統系的組織ある會合無く、調査正確を得るに頗る困難を感じたり、故に今回調査せる各大工場の織機數と民國九年實業公所の調査せるものとを比較するに、各家共増減ありと雖、然かも増加せる者多く、減少せる者少し、當時調査表中織機十五臺以上を有せるものは十一工場にして、全部の合計は二百七十八臺なりしが、此次調査し得たる工場にて、織機十五臺以上を架設せるもの已に十四處を算し、其全部の合計は五百十八臺の多數に達せるを以て、近年北京に於ける絨毯業の増加狀況も略推知し得べく、供給は既に超過の状態を示し、工賃は騰貴し、競争は激烈を極め、従ひて

粗製濫造の弊風起れり、即ち聞く處に據れば多數の絨毯工場に於ては常に染色の容易なる染料を用ひ、或は毛線の粗硬なる劣品を用ふるを以て、外商よりの注文品も契約破棄の運命となり、損失を蒙る事頗る甚だしく、自ら其價格を低下せしめざるべからざる状態にありと。又聞くに近來天津に於ける米商は我が(支那)絨毯工場よりの出品不一致、團體の不堅固等に鑒み、自己の紛ぎ且つ染色せる羊毛を小絨毯工場に交付し、以て専門に製織を請合しめん事を擬せりと、此等小絨毯工場は大抵皆滿期徒弟の自營に係り、彼等は唯生計を營み得るを以て足れりとなすものにして、其名は工場商と稱すれども、實際は労働者同様なれば、支出も既に少く、從て工賃も極めて廉價なるを以て、到底大工場の能く敵し得る處にあらざるなり。此狀況にして長く繼續する時は、恐らく絨毯業の利益は悉く外國商の壟斷する處となり、國人(支那人)は徒らに苦力を供するのみとなるべし、即ち今や急遽救済を謀らざるべからざる秋にあり。(未完)

(農商公報第十一卷第二冊)

比律賓

□立法部に提出せし比島商業會議所の通商振興建議案

比島立法部は比島へ輸入せらるゝ外國品に課すべき輸入税を低減すること、比島立法部は海外に於て催さるゝ商工共進會又は同博覽會に比島も參與し得る爲めに常設基金を制定するこ

と、馬尼拉市に於て年々單獨に、或はカーニバル祭に關連して開催さるゝ商工共進會に、全島諸縣が普ねく參與する様之が奨勵方に努力せらるゝこと、馬尼拉港に「自由地帯」を創設すべきこと、馬尼拉市に對する政府委員會組織を再興すること。以上は今回比島商業會議所から立法部へ成した建議案の綱目である。

馬尼拉商業會議所は一九二四年に於ける其の活動の結果、且つ同年中比島商工業の進展及び衰退に對する當面の原因並に之が遠因等調査の結果、立法部に於て上記建議案採用の曉は、島内商人を初め一般島民に大なる利益を附與するものとの結論に達したのである。而して同會議所は、比島が強硬に合衆國に對して政事的獨立を要求し、且つ合衆國は比島獨立承認を數次正式に約束しており、又何時かは後者が我が獨立承認を實行すべきことを見逃してはゐないのである。

比島が合衆國以外の諸外國、殊に地理上之に接近せる諸邦との通商關係を附植すべき時期は今將に到來せるものと信じられてゐる。而して同會議所の意見に據れば、米國が茲數年の内には我に自由を與へ、之と同時に米比間の自由貿易も必然中止せらるべき可能性は、比島立法部が、比島へ合衆國よりも低廉なる價格を以て其の必需品を供給し得る諸外國と比島との通商關係を更に増大せしむる様我が關稅法を修正する爲めの理由として充分である。且つ亦合衆國民

としても他日比島を放棄する積りであるから、之に對して憤懣を發しなからうと。而して商業會議所當局は、關稅率低減のみでは尙ほ不充分であり、政府は宜しく諸外國に對して、我が農・工・商各方面に於ける能力を今日以上に照會する事に意を注がねばならぬと云つてゐる。此の意味に於て會議所は、時々海外に開催せらるゝ商工共進會に比島も參與し得る爲めに、確乎たる常設基金の制定を建議した所以である。

先般佛領印度支那河内に於て開かれた共進會に、我が比島も參與して好果を納め得たと云はれてゐる。佛領印度支那は、一九二三年度のみでも價格約八百萬比の米を我に供給してゐるにも不拘、比島が彼に供給し得る產物に就て彼は殆んど知らないのである。同年中河内への我が輸出額は僅々一百万比との事である。

次に同會議所が比島製造業者の注意を切望する一事は、我國の製産費が合衆國以外の諸外國に比して高價なる點である。河内共進會に於て、比島製品は大いに賞讃せられたとは云へ、夫等の販賣に於て佛國製品よりも高價なる爲めに困難が横るであらう。

毎年馬尼拉に開催せらるゝ商工共進會に、島内諸縣が規則的に參與する事となれば、従つて製産費低下を容易ならしむる何等かの制度も開ける事とならう。而し立法部が、比島に於て八時間労働法を制定する曉には、此事たるや不可能であらうと主張されてゐる。

比島と、比島が通商關係を保持する諸外國との間に、一層大なる通商を振興せしむべき他の方法は、馬尼拉港に「自由地帯」を創設し、諸外國の船舶が此地に於て今日よりも更に大なる便宜を以て貨物の揚卸しをなし得る様にする事である。斯くて、齎らされた貨物が此地帯から愈々比島市場に入る時、關稅法に基くのである。

斯くすれば我が關稅收入に於て減退を招來するであらうが、併し之が補償として、比島は極東に於ける眞の配給的商業中心地となる事が出來、且つ何等か他の方法に依つても之位の損失は取戻されるであらう。愈々該案實施の曉には、同地帯出入の貨物は免稅となるのである。但し島内地方市場へ配給の爲め移動する場合は納稅を要する。

馬尼拉市長と市參事會並に同參事會員相互の間に絶えざる紛争に鑑み、商業會議所は馬尼拉市に對する政府委員會組織の再興に關するミゲル・ロムアルデス市長の建議案に裏書したのである。而して同會議所は、選舉制委員會とせずして、比島商業會議所、米國商業會議所及馬尼拉プロプライエタース・アソシエーションの推薦する六名の委員より成る委員會の任命を提案してゐる。(比律賓ヘラルド二月十八日)

佛領印度支那

□佛領印度支那に於ける鑛業 (一)

鑛業の發達 最近十五箇年間印度支那に於ける鑛業發達の情況を按ずるに各炭坑の産額は逐年増加し、現今取引頗る旺盛にして而も需要は供給を凌駕せるの狀態なるが故に、吾人は各炭坑所有者が産額の増加に一層努力を拂ふは直ちに豫見し得べし。

然れども石炭を除ける他の鑛山は戦後經濟界不況の影響を受け、不安なる狀況を呈しつゝ、ありと雖も、時の経過するに従ひ商況の變動少なきに至れば各種金屬に對する需要を喚起し、再び好景氣を招來するに至るべし。

印度支那五州の中、東京は最も深く探險せられ、鑛産最も豊富なり。又安南・老撾に於ても多少鑛物の發見ありしが、交通機關の不備なるにより、試掘權許可並に埋藏鑛脈ありと稱せらるゝ地方に於て鑛山を開くに當り不便尠からず、依りて未だ鑛業と稱すべきもの無し。

更に東浦寨・交趾支那の二州にありては概ね低地なる關係上、鑛産無く僅かに二、三有利なる鑛石の存在を聞くのみ。

鑛業法規 現行法の根據は一九二二年一月二十六日發布の法令によるものにして、其後一九一三年十二月二十四日及一九一六年十一月十二日の前後二回に於て修正を見たり。因に本法は鑛山が發見者に歸屬する主義に準據せるものなり。

本領に於ては佛本國に於けるが如き鑛山使用稅法及之れに附隨する法規を採用せず。即ち植

民地の困難なる事情に鑑み、鑛脈の發見者に許與せしむるものなり。

一定區域に於ける鑛物の試掘權は最初に手数料を支拂へる人に許可せられ、該手数料を支拂ふに非ざれば、現存鑛物に付き所有權を主張するを得ず。斯くて探鑛者は經緯線に従へる三籽(一・八六哩)の正方形内に三年間の試掘權を獨占し、其中央に官廳より標柱を樹立せらる。

而して試掘權者は最初の三年間内に申請をなし、極めて僅少なる一定額手数料を支拂ふ時は、一時的土地所有權より永久的租借權に變更するの權利を有す。

斯の如きは探掘權を得る普通の方法なり。されど當局者は其獨占を避けむ爲、競買によりて探掘權を貸與し得る豫備區域を設定する權限を有し、斯の如き例はドンチュウ(Dongthue)炭田及タイニューエン(Thaibanyan)鑛區の二箇所に存す。

探掘權所有者は最初十年間漸次に遞増し行く年額手数料(十年約に於ては一定なり)を支拂はざる可らず。

一九一八年七月二十八日の法令によれば、試掘權若くは探掘權に關する一切の申請は地方當局者の署名を有する對人認可書の附帶を要すとあるは注意すべし。

試掘 年々の試掘權許可數及其種類は最近の官報に記載せらるゝ所なるが、其種類は特に燃料に限られ、金屬鑛山は不況なるにより甚だ僅少なり。

鑛山労働者 労働者は若干の支那人と共に主として低地より來れる安南人より成る。又若干の苦力は山岳地方より來り通例規則的勞役に従事せずと雖も其國の地理に明かなるにより探鑛者に對し甚だ重要なものなり。

安南人労働者は彼等の郷里に於ける米作労働に慣れ、山地は寒冷なるが故に鑛山労働を好まず、即ち山地に於ては彼等は熱病に罹り易く從つて強壯ならず、依りて食に窮するが如きよくの時に非ざれば低地を離るゝを好まざるなり。然りと雖も彼等労働者は伶俐、技巧にして使役し易き長所を有す。

本國を去るを意とせざる支那人は、軀幹大にして、安南人よりも強壯なるが故に、至る所天候に適應せざる無し、されど彼等は極めて強要的にして當にならざる缺點あり。即ち容易に一定の勞働に従はず、往々管理者に對し附和雷同性を有す。然れども彼等は殊に困難なる勞役に適す。

本領に於てピアストル貨は銀分三七五グレン(金衡)を有し、一九二三年印度支那銀行券發行後は一覽拂にてピアストル貨に兌換し得るに至り、該券は實際に於て銀の價格と同一となれり。現在ピアストル貨は金弗の半以上に相當し、戦前の價格より若干相異す。

鑛山地方に於ける労働者募集及抑留問題は甚だ重要なものなり。然れども、東京にては人

口七百萬を有し、密度一平方哩に付一、三〇〇乃至一、五五〇（紅河三角洲に於ては殊に甚だし）なるが故に手近に労働の供給を仰ぎ得べし。商業の中心定まり、交通機關の整ふに連れ、年中行事に参加する土人をして容易に歸郷せしむると共に、漸次安南人を山岳地方に招致し、斯くて労働の補給を潤澤ならしむるを得べし。是の如くして各會社又は個人所有者は勞銀の向上に全力を注ぎ得て本問題を有利に解決することゝなるべし。

苦力の採掘量は殊に難業に對しては少量なりと雖も、勞銀の割合は歐洲人に比し遙かに低廉なり。一時熟練坑夫は支那人より募集せしが、近時善き指導下に良好なる成績を見るに至れる安南人之れに代りつゝあり。

歐人職員 歐人支配人及其他高級社員（殊に佛本國に重役會を有する會社に於て然り）は、諸問題の解決及處理に對し最高の權限を付與せらるゝが故に、多大なる日子及費用を要するも差支へなき時に於ては最大の注意を以て選任するを要す。通常幹部に支拂はるゝ給料は佛國に於ける約三倍なるを以て多額に計上せられざる可らず。

工場長は屢地方労働者より任命せらる。されど専門的教育に缺くるを以て歐人技師の力に俟たざる可らざるなり。

運送の方法 印度支那の如き新開國に於ける交通運輸の問題は原料礦物の豊富に存在する事

と共に甚だ重要なものなり。州によりて運送する鑛石の種類及價値の大小により種々の方法を採用す。即ち東京高原地方に於てオルフラム及錳石（酸化物となりて存在す）は各二、三封度の袋に包まれ、人馬によりて手近き道路に運ばれ、次に荷車を以て鐵道に運び、其より輸出港に送致す。亞鉛礦の運送に當りては鐵道又は水路の何れかにより大量積出をなすに非ざれば、價値比較的大ならざるが故に引き合はざるべし。

次表に掲ぐる數字及價額は既設道路、鐵道及舟楫の便ある水路等を明示せる本領地圖を有する者に對し、各鑛山より海に至る迄の運賃概算額を豫測せしむるに便なり。而して上東京、上老撾及安南地方に於ける山脈は起伏甚だしく且つ鐵道若くは道路無きが故に人馬によるか、高價なる道路或は鐵道の敷設によらざる可らざるは注目すべきことなり。然れどもメコン峽谷の森林中に於ては乾燥期に於てのみ使用し得る無数の荷車ありて、容易に到達し得べし。即ち東京に於て原礦一英屯を一哩運ぶに要する費用を擧ぐれば大約左の如し。

（單位セヤストル）

人力による時	○・九八 乃至 一・三一
馬背による時	○・八三 同 一・一四
小型荷車による時	○・三三 同 〇・四九
運賃 三—五佛噸積木板による時	○・一一四—

一〇一五	同	〇〇五	同	〇〇八
一五三〇	同	〇一六	同	〇〇四九
五十佛屯及其以上の解船、戎克及曳船による時		〇〇一三	同	〇〇一
鐵道による時		〇〇三	以下	

大戦中及戦後に於て、輸出を禁遏せられし歐羅巴への運賃率は最近著しく低落し、戦前以下（一九二二年の當初に於ては金弗若くはピアストルにて計上せらる）となれり、是の如く激變夥しき爲め、數字にて計上するを得ず。

以下印度支那に於ける主要埋藏礦物に就き、無盡藏なる埋藏狀況と過去及現在に於ける採掘狀況を瞥見せんとす。（未完）

其他

□英領北ボルネオの産業（四）

第二節 金剛石

北ボルネオに於て見逃されんとする實は唯に金のみならずき。何んとなれば金剛石も亦同じ運命に逢著せり。ハント氏はサラワツクに於て金剛石を發見したるが其重量三、四カラットを過ぎるもの稀なりきと述べ次いで又蘭領ボルネオに於て三百六十七カラットの金剛石を所有す

る土人王ありて彼は二十五萬弗及二單橋帆船、大砲五十門及百挺の小銃との交換問題を持出せしが拒絶せられたりと云ふ。然れども結局之の金剛石は岩塊としてより外に何等價値なきものと證明せられたり。然れども其後、純正なる石蘭領ボルネオ及サラワツクに於て發見せられたるが其の中重量七十カラットにして純粹なる光澤を有する實玉はサラワツクの星として知らる。此等ダイヤモンドは金と同様な地質的狀態の下に於て即ち沖積層、洪積層及河川砂中に於て發見せらる。金剛石の存在が豊富なる金礦地方と一致せる事は屢々見る所にして、古代採掘者は一日に於て金と金剛石とを手に入れん事を夢見しが二、三カラットの重量なる散在せる石の外獲集するを得ざりき。一九〇四年に於てジャジェンス (Jajens) と稱する栽培者の發せる會社宛の手紙により幾分好奇心を唆り立てたり。彼は一八八八年ラブックに於て煙草助手として働き居りしが或る叢林中の小族行中青粘土地帯に逢著せり。彼の其當時の言に依れば「自分金剛石含有地帯に逢へるはラブックに於てなり。此土は炭素の片及び焼拓榴石を含むキンパレーの青粘土に一致する。一度眞の金剛石含有地帯を實見したる人は直に之に氣付かるべし。即ち爆發により押し上げられたるが如き大なる丸石突出する」と。其後一般の傳ふる所に依ればシャジェンスは其調査の完了をなさず北ボルネオを去り十六年間或る日彼を呼び返す或る物あらんと秘密を懐いて世界を流浪したりしが遂に其希望實現せられず失望のため身心を虚弱

ならしめ政府の保護を受くるに至れり。其の報導は直に試験せられ青粘土のある箇所は突止められたり。見本は本國に送付せられたれども其中に金剛石発見せられざりしが、発見せられざる事を理由とし金剛石の存在せざる事は證明せられたるにはあらざりき。一方青粘土の発見せられたる事實は直に發掘會社の勸興を促せり。然るにジャジエンス氏は其秘密を打開けたるにより何等の利益を得ざりき。何となればラブック青粘土中に於てはたゞの一石も発見せられざりしなればなり。然れども試験は絶へず行はるゝも発見は甚だ困難にして牡蠣中に眞珠を見出すより可能性少し。

第三節 石炭を除く他の鑛産

他種の鑛産調査は金及金剛石以上失望すべきものなり。然して其等に關する兆候の如きも石炭を除くときは實に微々たるものなり。ウオーカー氏は且てセガマ河沿に於て白金が産出すると信せらるる所を横斷し又マルツ谷及ラブック窪地に於てアンチモニーを採出せんとせるも失敗に終れり。クロム鐵砂はマルツ地方及バンギー方面に於て発見せられしもクロム鐵含有率少きため物にならず、又少量の朱セガマに発見せられ、銅の少量も亦ムムス附近に於てはフランク・ハットン氏及キナバル山麓に於てはリトル氏により発見されたり。又銅鑛はラブック河及バンギ島に存在すると云はるゝも商業的企業に適せざるが如し。然れども一九〇七年に於て前記

Exploration Co. 採掘に従事せる事ありしも其量少にして作業に成せずせらる。銀は嘗てビュー・フット附近に、錫はマルド灣附近に発見せられたるも北ボルネオは錫産出區域外にあるが如し。全國廣く第三紀層中に分布せられ一九〇四年サンダカンより三十哩奥地に當るラブック地方に於て表現面積百五十噸と稱せらるる鐵鑛発見せられたるも運搬の便悪しき爲め企業せられず。又岩鹽マルツに於て見出されしも地方により安價なる鹽を求め得べきにより發掘著手の價値なきものと認めらる。

北ボルネオに於て或る程度迄の事業進歩を見たる鑛業はマンガナなりとす。同鑛は初めマルツ郡タンジョン・パツ方面に於てジャック・カルナーボン (Jack Carnation) 氏に依り発見せられたり。多大の見本英本國に送られし結果表現層が普通示すより高率なるを示めせり。同層は凡そ無限の區域に亘り下層に至る程良質なるものありと推測されたり。Exploration Co. は同氏の請求に對し一萬二千磅の謝金を與へて探鑛に著手し其の手初めとし本部をタンジョン・パツに建設し、埠頭は築造され輕鐵に依り原鑛産出地と連絡されたり。

第一年目に於ける豫想産出額は二五、〇〇〇噸、第二年目は四〇、〇〇〇噸にして噸當十志の利益を得る豫想なりき。又其理想は最一層高きものなりき。即ち重鑛取扱の困難の爲め歐洲向第一回積荷をなすため備船の必要を感ずるに至れり。不幸にしてマルツ灣へ運送船は第一回



積荷の準備出來ざるに先ち到着せり。其爲め同船は數日間停船し會社は多額の日數超過割増金を支拂ひたり。一方狂的努力滿積込のため拂はれたり。然るに積込の際の不注意のため支那人苦力は碎屑を積込み其上に滿倦を被ひたり。其の爲め會社は無配達及其他多大の損害を被り頓に疲弊を來し遂に一九一三年其地權を引渡し終を告げたり。該 Exploration Co. 瓦解に先つこと數年前（一九〇八年）British Borneo Petroleum Syndicate は同社より全州に對する石油踏査の權利を獲得したり。爾來同シンヂケート協約の下にスタンダード系の Netherland Colonial Petroleum Co. アンダマニアン系の Dutchy Co. 及久原鑛業の諸社が全州に亘りて踏査を重ねたるのみならず、過去に於て試掘井既に數箇所及び良質の油を産出せる例もあれども量に於て不充分と認めらる。現在同社がクリアス半島を踏査せる以外に D'arcy Co. は尙北ボルネオ殘部に對し精密なる調査を繼續しつゝあり。

第四節 石 炭

本章に至る迄は單に失敗の歴史或は（其中良き物にても）起業延期の理由を述べたり。然るに暗夜明月の如き感あるは石炭にして商業的企業を惹起せる唯一のものなり。石炭の存在せる事實は特許會社成立前土人の既に知れる所なれども彼等其利用方法を知らざりしかば其の價值如何は歐人の手に委任され居たり。石炭は北ボルネオに於て發見されし廣汎なる區域に亘る唯一

の礦物なり。然して其産地はガヤ及バダス灣附近セクアチ及マルツ、キナバタンガン河流域（サンダカン附近）及セバチツク島なり。「此石炭は」Rev. J. E. Tension Woods 氏の言を引用すれば「一時代に屬するものに非ずして各異なれる年代のものが相接せるものならん。又或る鑛床に於ける化石は印度或は漳州に於て發見せらるゝものと同一なり。」と

北ボルネオに於て大規模に企業せられし最初の石炭はラブアンに於けるものにして、ラブアンは即ち T. Moley 氏の支配人たりし時代一八四六年に於て（英國に合併されし後）直に開發せられたり。年代の轉移に伴ひ前述鑛區は幾多の會社により開發されたれども、いずれも充分なるの利益及成功を得ざりき。其等會社引續き盛衰を見たるも現在に於て多く中止せり。之は亂掘の結果會社衰退を來したる好例なり。

本土に於て石炭發掘事業の成功したるは今を去る久しき以前の事なりき。眞の石炭の大群發見せられしはサンダカン灣附近にして最初スカーチレイ (Skertchley) 氏により紹介されたり。即ち石炭鑛はサンダカンを取廻く山々にあり又同灣に注ぐ河川沿岸に發見さる。一八八八年に至り堅忍不拔なるウォーカー氏はより一層の調査を試めり。良質の褐炭或る小島に於て發見せられたり。之は古世紀に於て形成せられしものにして本土の其より猶古代に屬す。然して之の石炭はよく燃燒し且純精なるものなり。其後になり厚一呎の炭鑛サンダカン港より二哩距りたる

所にて發見せられたるも一八九四年に至る迄其儘放置せられたり。同年に至りイー・ユー・パビ
ット(E. A. Pavitt)氏は事業を開始し一八九八年に至りシンヂケートはサンダカン灣石炭探掘權
を得たり。然るに其初めは非常に有望なりしが他會社の逢着せると同運命に陥入れり。一九〇
二年に至りデー・ヴィージー(D. Viezee)氏はマルツ灣メロボン半島に於て新世代に屬する大なる
石炭層を發見せり。同石炭は最初マンガン工業の發展上大いに資する所あらんと望を囑され他
のシンヂケートの成立を見たるが試験の結果同石炭は多くの黄鐵礦を含めるため自然燃焼を起
す憂あり。又地質學上新世代に屬するため含有炭層少かりき。

要するに石炭は北ボルネオに於て今日迄に商業的企業を見たる唯一の礦物なり。而して其分
布は前述の如くガヤ灣バダス灣マルツ灣キナバタンガン河及セバツク島等何れも多少の存在
を認めらる。目下探鑛せられつゝあるはカウイ灣シリムバボンにして其鑛量見積高九千八百萬
噸と稱せられ近來尠ならず日本軍艦にも供給せり。(未完)

□最近數年間支那各種主要綿製品輸入表

品 種	次	民國二年	民國八年	民國九年	民國十年	民國十一年	民國十二年
米國産生金巾、粗布、 綾木綿、細綾、天竺布		三三六、二二五	三三三、〇〇六	五三三、五八五	六三六、二二六	六二一、三三三	一八五、七〇七
英國同		七二七、五五五	一八六、六三二	二五九、二二六	一四一、六六六	一四九、八四三	一四九、七〇六
日本同		五七五、五五四	七五八、六六八	六三九、五五五	五八五、九六五	六四九、六六五	五四九、三三三
金巾(白無地及捺染)漂 天竺及白アイリツシユ カンフリン(白、染及捺染)		四〇七、七五五	三九〇、二九七	四〇五、二二九	三三〇、四〇九	三三〇、九六五	三二七、七三三
綿木綿、染、天竺布		三三、八五二	三〇、七九六	五九、三三三	二五、三三三	二九、六六九	四三、三三四
イタリヤン、マホシヤン、 ボアリヤン、ラスチヤン、 (無地、捺染、無地綾織)		九五、六六八	一、五五、六六九	六三、六六六	八六、四四八	九二、二二八	五五、二二八
ドナル、ツキル、ガレンツ、サ チン、レツプ、無地綿、更紗 (捺染物)		三六、三三三	三四、八〇四	四六、三三三	三六、七六六	五〇、四〇〇	五三、八三〇
		一四三、五五五	一七九、六六六	一七六、四四二	九二、三三三	一四九、二二二	一五九、〇〇七

(一九二三年度海關報告)